

# 綾瀨市青少年育成・支援指針

～青少年を育成・支援するためのガイドライン～



令和4年3月

綾瀨市青少年問題協議会

# 目 次

はじめに	1
1 位置付け	2
2 対 象	2
3 青少年を取り巻く現状と課題	3
(1) 育成・支援活動に関する現状と課題	3
(2) 成長期ごとの育成・支援課題	8
(3) 支援者の果たす役割	9
4 施策の方向性と実施方針	11
(1) 基本方針	11
(2) 基本方針に基づく具体的な取組	11
5 青少年の育成・支援に向けた体制等の整備	14
(1) 支援体制の整備・連携	14
(2) 青少年育成・支援団体	15
(3) 青少年等に関わる相談窓口	17
6 資料	18
(1) 地方青少年問題協議会法	19
(2) 綾瀬市附属機関の設置に関する条例	20
(3) 綾瀬市青少年問題協議会規則	21
(4) 子ども・若者育成支援推進法	22
(5) 神奈川県青少年保護育成条例	31
(6) 青少年問題協議会委員名簿	53

## はじめに

綾瀬市青少年問題協議会では、本市の未来を担う青少年を育成・支援するため、家庭（保護者等）、地域、事業者、学校及び行政（関係機関）など（以下「支援者」という。）が、青少年の育成・支援活動（以下「活動」という。）に関わる課題を共有し、支援者としての役割を果たすためのガイドラインとなることを目的として、平成23年7月に「綾瀬市青少年健全育成活動指針」を策定し、平成28年7月に見直しを行いました。

指針では、活動に関する様々な課題に対して、解決へ向けた支援者の役割、活動の方針、主な取り組みを示しています。支援者においては、役割に応じた取り組みを実践し、活動の充実が図られている一方で、青少年がおかれている環境の変化に支援が追いつかず、課題の解決に至っていない状況もあります。

見直しから5年、さらなる少子・高齢化の進行、SNSによる情報発信、若者の自殺、ヤングケアラー（※）の存在など、青少年を取り巻く状況は常に変化しています。こうした変化により、青少年のインターネット利用に伴う非行や犯罪被害の拡大、地域社会における人間関係の希薄化、コミュニケーション能力の低下に加え、貧困の連鎖、孤立やひきこもりなど、青少年を取り巻く課題は、ますます多様化、深刻化しています。

また、支援者においても社会環境の変化、女性の社会進出による共働き世帯の増加、担い手の高齢化などにより活動を支える人材の不足が大きな課題となっています。

こうした状況の中、令和3年4月に国の「子供・若者育成支援推進大綱」が見直されたことを受け、本指針を「綾瀬市青少年育成・支援指針」として改訂し、次代を担う青少年が安心して生活できる環境をより一層充実させる活動を推進してまいります。

※ ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

令和4年3月

綾瀬市青少年問題協議会会長  
綾瀬市長 **古塩 政由**

## 1 位置付け

この指針は、次代を担う青少年が家庭や地域の中で、心身ともに健康でたくましく心豊かに成長するとともに、青少年自身が社会で自立し、多くの人と関わり、やがて社会を支える存在になってもらうためのものです。

このため、すべての支援者が課題や果たすべき役割についての認識を共有し、どのような視点に立って、活動・支援を実践していけば良いのか、その基本的な方向性を示すとともに、基本方針及び取り組みを定めています。

なお、この指針は平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項の規定に基づく「子ども・若者計画」及び「綾瀬市総合計画2030」のほか、「第2期綾瀬市子ども・子育て支援事業計画〈令和2年度～6年度〉」の施策事業に準拠したものです。

なお、この指針を着実に推進するため実施状況・効果等を把握するとともに、5年を目途に必要な改正を行い、時代の変化等を勘案しながら青少年の育成・支援を推進します。

## 2 対象

青少年の捉え方は、各種法令や条例、学術的見解によって様々であり、年齢によって明確に区分することはできません。

この指針の対象は、幼児期から青年期まで（1歳前後から29歳まで）を青少年として広く捉えています。

### 3 青少年を取り巻く現状と課題

#### (1) 育成・支援活動に関する現状と課題

##### ①少子化や地域の連帯意識の希薄化による生きる力（※）の低下

少子化、核家族化の影響により、近隣の子どもや兄弟も少なく祖父母等のいない家族で育ったことなどにより、集団や社会への適応能力の低下が見られます。更には、地域社会において、人間関係の希薄化が進む中、子どもたちの人間関係を構築する力が減少しています。

##### 【生きる力とは】

- ・ 基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し表現することにより、さまざまな問題に積極的に対応し、解決する力
- ・ 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ・ たくましく生きるための健康や体力などのバランスのとれた力

※出典：学習指導要領（文部科学省）

#### ○年齢階層別人口（各年4月1日現在）の推移

（単位：人）

項目	H29. 4. 1	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1
0歳～4歳	3,523	3,375	3,335	3,200	2,973
	4.14%	3.98%	3.91%	3.76%	3.51%
5歳～9歳	4,087	4,027	3,985	3,951	3,802
	4.80%	4.75%	4.68%	4.64%	4.49%
10歳～14歳	4,176	4,091	4,148	4,100	4,249
	4.91%	4.82%	4.87%	4.81%	5.02%
15歳～19歳	4,083	4,140	4,164	4,230	4,134
	4.80%	4.88%	4.89%	4.96%	4.89%
20歳～24歳	3,998	4,069	4,184	4,248	4,129
	4.70%	4.80%	4.91%	4.99%	4.88%
25歳～29歳	4,057	3,935	3,962	3,992	4,015
	4.77%	4.64%	4.65%	4.68%	4.74%
青少年総数	23,924	23,637	23,778	23,721	23,302
	28.11%	27.86%	27.90%	27.84%	27.54%
人口総数	85,122	84,852	85,224	85,209	84,619

※出典：統計あやせ 町丁字年齢別人口データ

## ○子ども会の加入等状況

(単位：人)

項目	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
会員数	502	480	412	375	327
児童数	4,838	4,835	4,754	4,714	4,641
加入率	10.4%	9.9%	8.7%	8.0%	7.0%

### ②家庭・家族意識の変化

家族形態やライフスタイルの多様化が進行している中で、親子関係の希薄化や過保護・過干渉等により、青少年の非行化や自立の遅れといった問題が生じています。また、家庭や学校のほか、地域で子どもを見守る重要性を過小評価する傾向もあり、「子どもは社会全体で育てる」という考え方を再確認する必要があります。

### ③青少年を取り巻く複雑、深刻化する課題への対応

不登校、ひきこもり、孤立、非行など青少年を取り巻く環境は、多様化し複数の困難を抱えている場合もあり、青少年自身だけではなく支援者が課題解決に向けた連携を強化するとともに、子ども・青少年が安心して安全に過ごすことができる地域の居場所づくりが必要となっています。

また、情報化（IT・ネット）社会における課題に対し、家庭、地域、学校が連携し、ルール化などの対策が必要となっています。

更に、近年では、複雑な家庭環境などによる「子どもの虐待」、親の収入減少やひとり親家庭の増加などによる「子どもの貧困」、家族の介護により遅刻、早退、ひいては中退など、学校生活に支障を来し、進学や就職を断念せざるを得なくなる「ヤングケアラー」など、新たな課題がクローズアップされる社会状況の中、市だけではなく関係機関と連携した積極的な支援を推進する必要があります。



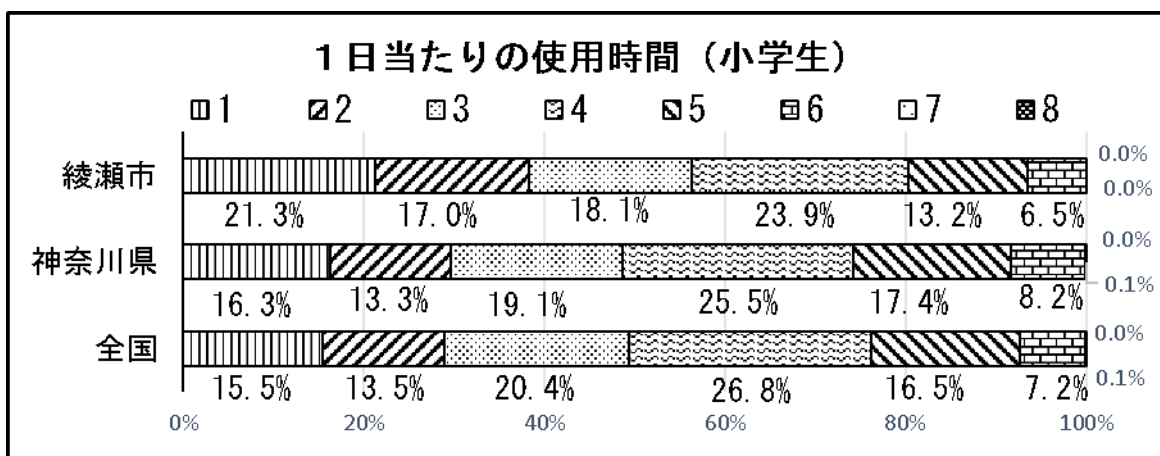
出典 【令和3年度全国学力・学習状況調査結果より抜粋】

★「普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどのくらいの時間、テレビゲーム（コンピューターゲーム、携帯式ゲーム、スマートフォンを使ったゲームも含む。）をしますか。」



【小学生】

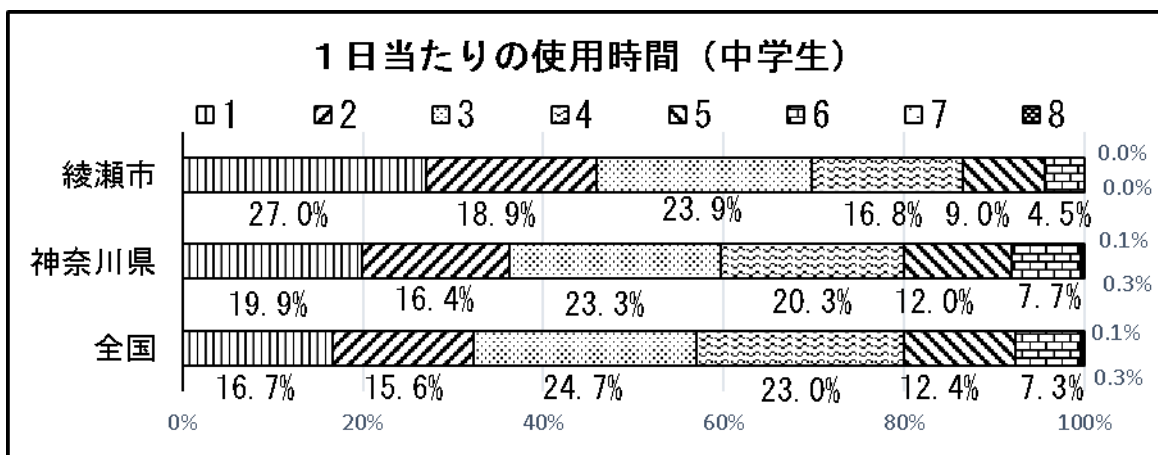
- 1 : 4 時間以上
- 2 : 3 時間以上、4 時間より少ない
- 3 : 2 時間以上、3 時間より少ない
- 4 : 1 時間以上、2 時間より少ない
- 5 : 1 時間より少ない
- 6 : 全くしない
- 7 : その他
- 8 無回答



出典：令和3年度全国学力・学習状況調査結果より（小学校6年生全児童を対象）  
綾瀬市教育委員会

【中学生】

- 1 : 4 時間以上
- 2 : 3 時間以上、4 時間より少ない
- 3 : 2 時間以上、3 時間より少ない
- 4 : 1 時間以上、2 時間より少ない
- 5 : 1 時間より少ない
- 6 : 全くしない
- 7 : その他
- 8 無回答

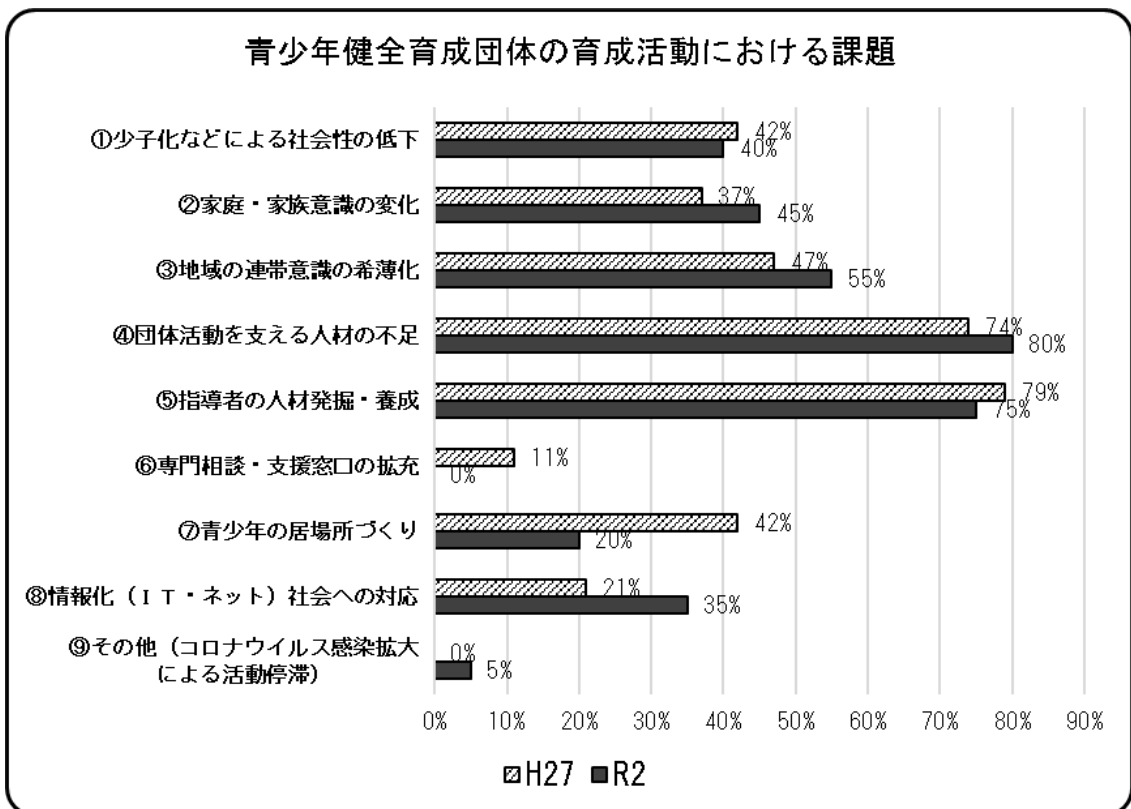


出典：令和3年度全国学力・学習状況調査結果より（中学校3年生全生徒を対象）  
綾瀬市教育委員会

#### ④活動を支える支援者の不足、人材の育成

少子高齢化や核家族化などの影響により、青少年育成活動をはじめ、地域において市民活動を支援する人材が不足しています。また、本市の青少年健全育成団体からは、「団体活動を支える人材不足」や「指導者の人材発掘・養成」などの課題が挙げられています。

今後も、多様化、深刻化する課題に対応するため、活動をリードしていく、経験豊かな人材の発掘など、より専門的知識を有する支援者を養成することで支援活動の活性化を図る必要があります。



※ このデータは、本指針の見直しを行うため、青少年健全育成団体を対象に調査した結果をまとめたものです。

- ・H27：平成27年9月調査（19団体）
- ・R2：令和2年12月調査（20団体）





### ⑤専門相談・支援窓口の拡充

社会環境の変化に伴い、家庭生活や社会生活、学校生活を円滑に営むうえでの困難や不安は複雑化しています。支援を必要とするようになった経緯や原因等、状況に応じたきめ細やかな対応をするため、専門的な知識や経験を持った支援スタッフを相談窓口配置し、対応していくことが必要となっています。

綾瀬市の青少年相談内容別受理状況

(単位：人)

相談内容		H30年度	R元年度	R2年度
犯罪 行為 触法	初発型(窃盗・占脱)			
	粗暴犯(暴行・傷害・恐喝)			
	その他			
	小計	0	0	0
ぐ犯 (※1)  不良 行為	家出・浮浪・無断外泊			2
	シンナー・薬物等乱用			
	怠学・怠業			
	金品持出・金銭濫費			
	不良交友			
	不健全性的行為			
	飲酒・喫煙			
	その他			
小計	0	0	2	
身上 問題	発達障害	2	1	
	性格・行動上の問題	1	10	7
	家族関係・養育	12	8	10
	家庭内暴力・児童虐待	1		1
	いじめ			
	不登校	9	4	2
	ひきこもり	18	9	6
	学業・進路・進学	6	2	7
	学校生活		4	6
	性に関すること		7	3
	対人関係	5	1	3
	その他		2	
	小計	54	48	45
その他				
合計	54	48	47	

※1 ぐ犯とは、「ぐ犯事由」(注2)があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのあるもの。(少年法第3条第1項第3号)

※2 ぐ犯事由とは、保護者の正当な監督に服しない性癖のあること、正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと、犯罪性のある人若しくは不道德な人と交際し、又はいかがわしい場所に出入すること、自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあることなど。

出典：綾瀬市相談室活動概要（令和3年7月）

## (2) 成長期ごとの育成・支援課題

成長期ごとの育成・支援課題に対しては、青少年自身や家庭（保護者等）が、自らの責任と自覚をもって対処していくことが基本となります。

しかしながら、近年の青少年を取り巻く課題は、ますます多様化、深刻化しているため、支援者の果たす役割がよりいっそう求められています。

	成長期	課題項目
育	幼児期	子育ての不安・負担の増加
		就業と子育ての両立支援
		父親の子育て参加
成 支 援	学 齢 期	基礎的学力の習得
		基本的な生活習慣の形成
		集団（社会）生活への適応
		社会的自立のための知識・能力の取得
	思 春 期	自我意識への目覚め
		性差の自覚と行動の選択
		社会規範の習得
自 立 支 援	青 年 期	家庭（保護者等）からの自立
		社会貢献・社会参加の機会を確保
		就業（進路・進学）への支援

幼児期：1歳前後から就学前まで

学齢期：学校に就学して教育を受けることが適切とされる年齢。概ね満6歳から満15歳まで

思春期：中学生から概ね18歳まで

青年期：概ね15歳から29歳まで

### (3) 支援者の果たす役割

育成・支援活動に関する課題に対して、支援者はそれぞれの持つ役割を分担し、必要に応じて連携、協力するとともに、自らが主体的に解決・改善に当たることが期待されます。

#### 【 家庭(保護者等) 】

- ・ 人への思いやりや助け合いの心を育みます。
- ・ 青少年が親の保護と愛情に支えられ、健やかに成長する環境をつくります。
- ・ 基本的な生活習慣を身に付け、規範意識を高めます。
- ・ 心身の健康を維持し、体力の向上と困難に立ち向かう忍耐力を培います。
- ・ 生活の基盤が地域社会にあることを実感できるよう、地域の文化・伝統行事など様々な活動に参加します。
- ・ スマートフォン、パソコン等を媒体としたインターネット、ゲームなどによる有害情報環境から守ります。

#### 【 地域 】

- ・ 地域の人々が、つながりを実感できるよう事業や催し物を実施します。
- ・ 青少年や支援者がやりがいと熱意を持って参加し、楽しんで活動ができる場をつくります。
- ・ 活動を継続するため、担い手の発掘に努めるとともに、特定の支援者に負担が集中しない体制を整備します。
- ・ 地域は、青少年にとって初めて出会う大人社会であることを認識し、家庭と協調した育成指導に努めます。
- ・ 青少年にとって有害な環境を改善し、安全で安心して暮らせる環境整備の運動に取り組めます。
- ・ 深夜外出、喫煙、飲酒などについての法令に違反した行動を未然に防止するため地域で青少年を見守ります。
- ・ 不審者等から青少年を守るため、地域で見守ります。

## 【 事業者 】

- ・地域をつくる一員として、自らも活動に取り組むとともに地域の行事に積極的に参加します。
- ・地域住民や青少年健全育成団体等と組織的に活動に取り組むため、必要に応じて相互に情報や意見交換を行います。
- ・青少年の就労意識、職業観形成のための就業体験活動に参加又は協力します。

## 【 学校 】

- ・生きる力を伸ばし、社会と積極的に関わり、自立する心を育む学習や体験の場をつくれます。
- ・学校の運営に地域の意見を反映するとともに、地域の人材活用を図ります。
- ・児童生徒、保護者等の悩みや不安解消に向けて、他機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。
- ・法を守ることや、心の教育の推進を図ります。

## 【 行政(関係機関) 】

- ・困難を抱える青少年への支援を充実します。
- ・支援者を確保・養成するため、調査・研究、情報提供、研修等を実施します。
- ・支援者相互の円滑な活動や連携に必要な調整役を担うとともに、活動にかかわる啓発と広報を行います。
- ・支援者の確保及び養成、関係機関との活動のためのネットワーク組織を整備します。
- ・青少年に関連する新たな課題に関係機関等と連携し、迅速に対応します。

## 4 施策の方向性と実施方針

### (1) 基本方針

「子供・若者育成支援推進大綱」に準拠し、次の5項目を基本方針とし、支援者がこの基本方針を理解して、青少年の育成・支援を総合的に推進していくことを目指します。

① 全ての子供・若者の健やかな育成

② 困難を有する子供・若者やその家族の支援

③ 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

④ 子供・若者の成長のための社会環境の整備

⑤ 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

### (2) 基本方針に基づく具体的な取組

#### ① 全ての子供・若者の健やかな育成

##### 【実施方針】

社会への適応能力を身に付けることや社会参画を促進するための体験活動を積極的に実施し、家庭内でのコミュニケーションの活発化、地域での人のつながりの重要性を再確認する活動を推進します。

主な取組	実施主体
世代・地域間の交流行事への参加促進	家庭・地域・行政
職業体験、ボランティア活動への参加促進	地域・事業者・学校・行政
親子等で参加（体験）する講座・教室への参加促進	家庭・地域・行政

##### 《主な活動事例》

○ふれあい探検ウォークラリー大会

○親子手作り教室

○こどものまち「ミニあやせ」

○チャレンジボランティア体験  
など

## ② 困難を有する子供・若者やその家族の支援

### 【実施方針】

青少年を取り巻く環境は、不登校、ひきこもり、いじめ、自殺、孤立など、ますます複雑、多様化しております。また、近年における虐待、貧困、ヤングケアラーといった新たな課題に向けて、複合的な困難にさらされている青少年も存在し、家族や地域、行政の支援が届いていないケースもあることから、関係機関と連携し、積極的な支援を推進します。

主な取組	実施主体
不登校、ひきこもり等への支援	家庭・地域・学校・行政
居場所づくりへの支援	家庭・地域・学校・行政
貧困対策の充実	家庭・地域・学校・行政
調査・相談体制の充実	地域・学校・行政

### 《主な活動事例》

- 子ども食堂
- 学習支援事業
- 青少年等相談事業
- ひとり親相談 など

## ③ 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

### 【実施方針】

次代を担う青少年が抱く夢や希望を実現するための支援を青少年育成・支援団体や関係機関とともに実施します。

また、異文化や多様な価値観を認める人材を応援できる体制を整備します。

主な取組	実施主体
既存育成・支援組織の再編による事業の活性化	地域・事業者・学校・行政
国際交流活動への参加促進	地域・事業者・学校・行政
職業体験、ボランティア活動への参加促進【再掲】	地域・事業者・学校・行政

### 《主な活動事例》

- 日米交流事業
- あやせ国際フェスティバル など
- こどものまち「ミニあやせ」【再掲】

#### ④ 子供・若者の成長のための社会環境の整備

##### 【実施方針】

多種、多様化する困難な事例に対応するための相談員等の質の向上、体制の強化など、関係機関とも連携した居場所づくりや相談窓口機能を充実します。

また、情報化（IT・ネット）社会への対応も急務であり、青少年が「利用しやすい」というメリットを生かしつつ、犯罪被害防止対策の強化、利用のルール化や家庭内での情報共有を推進します。

主な取組	実施主体
居場所づくりへの支援【再掲】	家庭・地域・学校・行政
既存育成・支援組織の再編による事業の活性化【再掲】	地域・事業者・学校・行政
規範意識の醸成・被害防止	家庭・地域・学校・行政
情報発信ツール等の利用のルールづくり	家庭・学校・行政

##### 《主な活動事例》

- あやせっ子ふれあいプラザ
- ドリームプレイウッズ
- 子ども食堂【再掲】
- 青少年等相談事業【再掲】 など

#### ⑤ 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

##### 【実施方針】

活動を支える人材の発掘・養成を進めるとともに、地域活動との連携を図り、人材を幅広く育成し、地域の支援団体とのネットワーク化などにより支援機能の拡充・強化を図ります。

主な取組	実施主体
育成・支援組織の連携による人材の確保	地域・事業者・学校・行政
支援者研修、交流会の開催	地域・事業者・学校・行政
育成・支援組織のネットワーク化の促進	地域・事業者・学校・行政
相談員研修の充実	学校・行政

##### 《主な活動事例》

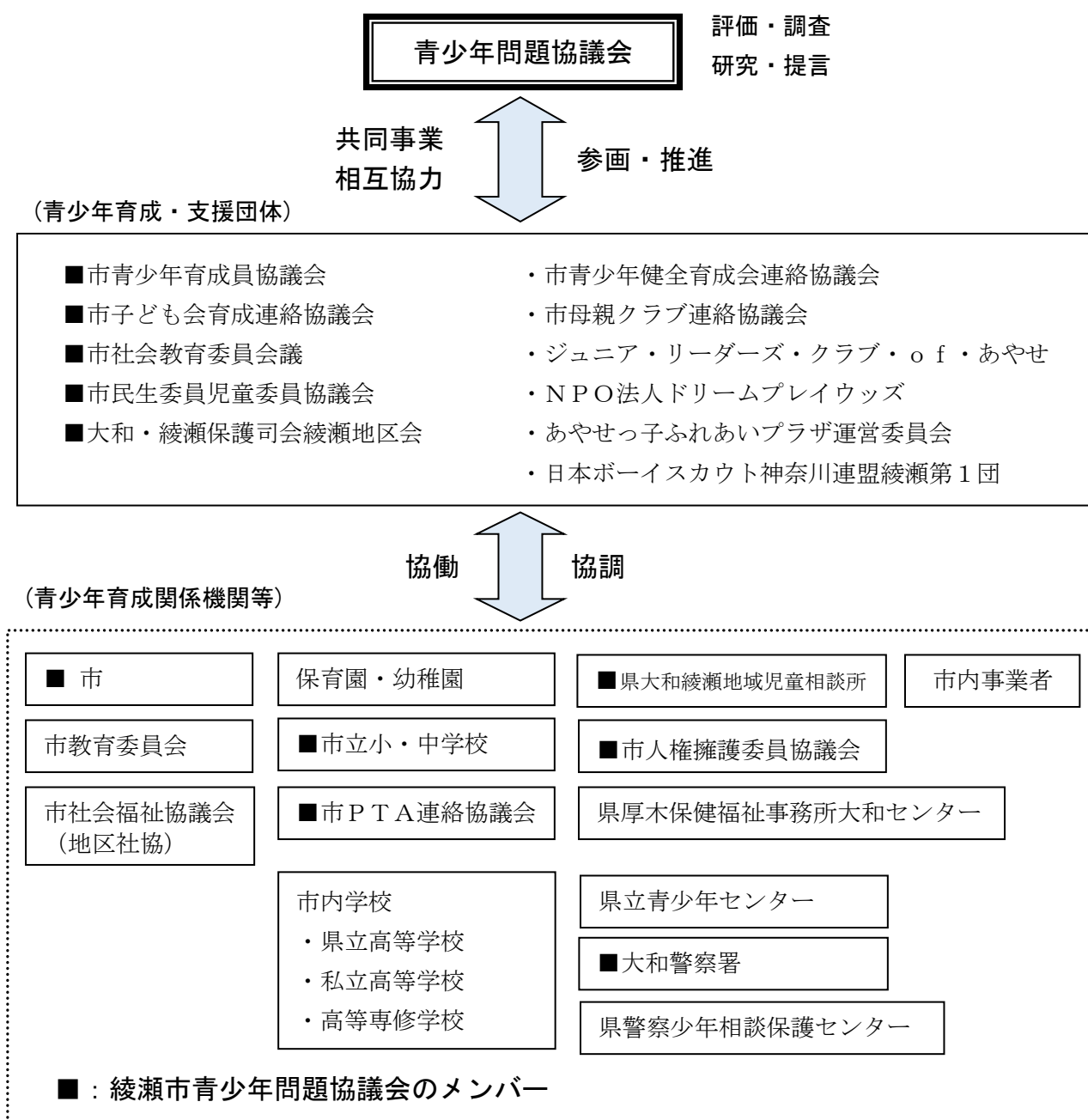
- 施設指導者養成講座
- 少年リーダー研修会
- 育成・支援組織の活動支援
- 相談員の専門研修への参加 など

## 5 青少年の育成・支援に向けた体制等の整備

### (1) 支援体制の整備・連携

この指針を円滑に推進するため、支援者をはじめ、青少年育成・支援組織の連携・強化を図り、育成・支援活動の推進体制を充実します。

さらに、育成・支援組織以外の関係機関・団体との相互協力関係を築くためのネットワークを整備し、「社会全体で青少年を守り育てる」活動の展開ができる組織体制を整備していきます。





## (2) 青少年育成・支援団体

### ○綾瀬市青少年育成員協議会

青少年育成員は、地域の青少年関係団体、青少年指導者などと連携を取りながら、地域ぐるみで青少年を育成する実践的な活動を進めていく推進役です。市内では25人の育成員が各地区で活動しています。

### ○綾瀬市子ども会育成連絡協議会

全市的視野から子ども会育成のための協同研究や育成会相互の連絡協調及び関係団体との連携を図ることを目的としています。リーダー研修や育成者研修、交歓活動、安全対策、市内行事への積極的参加を通して地域交流と活動の活性化を進め、自主性や協調性、社会性、創造力や公德心などを養っています。綾瀬市子ども会育成連絡協議会は、各地区の子ども会から推薦された理事の協力、奉仕により運営されています。

### ○綾瀬市社会教育委員会議

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するために設置しています。市の生涯学習・社会教育計画や市民の学習活動と地域との繋がり、社会教育と学校教育との連携に関することなどを審議しています。

### ○綾瀬市民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員は、民生委員法、児童福祉法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤（特別職）の地方公務員です。

高齢、障がい、児童問題などに関して住民の相談、援助、情報提供や市民と行政とのパイプ役として活動しています。

市内には129人の民生委員・児童委員がおり、地域ごとに担当が決まっています。そのうち、児童問題を中心に扱っている主任児童委員は12人です。市内6地域（中央、綾南、綾北、寺尾、西部、早園）の協議会に分かれ、それぞれの地域の特性に合わせた活動を展開しています。

### ○大和・綾瀬保護司会綾瀬地区会

保護司とは、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。犯罪や非行をした人の立ち直り（＝更生保護）を地域で支えることにより再犯を予防するとともに、地域の犯罪や非行を未然に防ぐことを目的として、保護観察や生活環境調整、社会を明るくする運動、犯罪予防などの活動を行っています。

### ○綾瀬市青少年健全育成会連絡協議会

地域の青少年育成活動を効果的に推進するため、自治会ごとに組織された団体で、青少年健全育成会の集まりです。青少年育成員、子ども会、母親クラブ、学校等が連携し、世代間交流を図るイベントや非行防止活動、社会環境健全化活動などを行っています。

### ○綾瀬市母親クラブ連絡協議会

子どもの健やかな成長を願う、地域のお母さんの集まりで、子どもに対する愛情と子育て知識を高め、よりよい子育て環境づくりを推進しています。

### ○ジュニア・リーダーズ・クラブ・o f・あやせ

ジュニアリーダーは、「子どもの手による子ども会」活動の推進役（パイプ役）です。子ども会活動では、子どもたちの力だけでは、どうしても限界があります。子どもたちだけではできない部分、もう少し考えを深めて計画・運営してほしい部分を手伝ってあげたり、アドバイスしてあげたり、また、励ましてあげたりして、より充実した活動を進めていくリーダー（中学生、高校生）を言います。レクリエーション指導や子ども会活動の支援、独自の研修会活動などを行っています。

### ○NPO法人ドリームプレイウッズ

子どもたちが夢を抱き、自然の中で自由に遊びを創出していく冒険遊びについて検討、実施することを目的としています。

地域の自然を活用し、自由な遊びや自主性・協調性・創造性を育む拠点としての冒険遊び場「ドリームプレイウッズ」を管理・運営しています。

### ○あやせっ子ふれあいプラザ運営委員会

ふれあいプラザは、学校から指示される教室・校庭・体育館等を利用し、子どもたちが自主的に自由な遊びができる場所です。遊びを通して、思いやりやわがままを押さえる気持ち、ルールを守ることなどを自然に体得できるよう、運営委員会（地域の方々等）がパートナーとして子どもたちの見守りを行っています。

### ○日本ボーイスカウト神奈川連盟綾瀬第1団

ボーイスカウトとは、仲間たちと自然の中で遊びながら、いろいろなことを身につけて、より良き社会人を目指す活動です。

心身ともに健全な青少年の育成、ボーイスカウト運動の支援などを行っています。

### (3) 青少年等に関わる相談窓口

相談の名称	相談内容	日時 〔祝日・振替休日・年末年始 (12/29~1/3)は除く。〕	問い合わせ (市外局番 0467)
青少年相談	青少年やその親の悩みについての相談 (非行、いじめ、ひきこもりなど)	毎週月～金曜日 9時～17時(受付) 10時15分～17時(相談) 17時以降は留守番電話となります。 ※電話相談可	相談専用 電話 77-7830  こども未来課 電話 70-5655
人権身上相談	近隣とのトラブル、いじめ、暴力など	毎月第2月曜日 13時～16時	市民課 広聴相談担当 電話 70-5605
DV専門相談	配偶者などからの暴力について	毎週月～金曜日 10時～12時15分 13時～16時45分 ※電話相談可	市民課 広聴相談担当 電話 70-5605
消費生活相談	訪問販売・商品のトラブルなど	毎週月・火・木・金曜日 10時～12時 13時～16時 ※電話相談可	市民課内 消費生活センター 電話 70-3335
教育相談	子どもの教育・生活に関する心配事・悩みなど	毎週月～金曜日 8時30分～17時	教育研究所 電話 79-0222
障がい児者相談	障がい児者の生活全般について	毎週月～金曜日 10時～15時	障がい児者相談 支援センター 電話 77-1118
こどもなんでも相談	心身に障がいのある乳幼児について	毎週月～金曜日 8時30分～17時	もみの木園 電話 76-6770
子育て相談	子育ての悩み、児童虐待について	毎週月～金曜日 8時30分～17時  毎週月～土曜日 8時30分～17時 (第2土曜日は休み) ※電話相談可	健康づくり推進課 電話 77-1133  子育て支援センター 電話 77-1121
ひとり親家庭の相談	母子家庭や父子家庭の方の自立を支援。暮らしや子どものこと、就職や福祉資金の貸し付けについて	毎週火～金曜日 9時15分～12時15分 13時～17時 ※要事前連絡・電話相談可	こども未来課 電話 70-5664

## 5 資料

- (1) 地方青少年問題協議会法 . . . . . 19
- (2) 綾瀬市附属機関の設置に関する条例 . . . . . 20
- (3) 綾瀬市青少年問題協議会規則 . . . . . 21
- (4) 子ども・若者育成支援推進法 . . . . . 22
- (5) 神奈川県青少年保護育成条例 . . . . . 31
- (6) 青少年問題協議会委員名簿 . . . . . 53

○地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日)

(法律第八十三号)

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第五条繰上・一部改正)

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第六条繰上・一部改正)

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第七条繰上・一部改正、平二五法四四・一部改正)

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第八条繰上・一部改正)

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(昭三七法七七・一部改正、平一一法一〇二・旧第九条繰上)

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第十条繰上・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

○綾瀬市附属機関の設置に関する条例 《 抜粋 》

(目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 前条に規定する機関の組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して、必要な事項は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

《略》

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

《略》

別表(抜粋)

《略》

附属機関 の属する 執行機関	附属機関	設置目的	委員の数	委員の任期
市長	綾瀬市青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第2条第1項の規定に基づき、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について、必要な重要事項を調査審議するとともに、その実施に関し必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること並びにいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ること。	13人以内	2年

○綾瀬市青少年問題協議会規則

平成21年3月31日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、綾瀬市附属機関の設置に関する条例（昭和53年綾瀬町条例第13号）に基づき設置された綾瀬市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験を有する者

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(平26規則2・一部改正)

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、会長は市長をもって充て、副会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(平26規則2・一部改正)

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、青少年問題事務主管課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月20日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

# ○子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日)

(法律第七十一号)

## 目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援  
（第十五条—第二十五条）

第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）

第五章 罰則（第三十四条）

## 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最



善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

- 2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
    - 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
      - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
      - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
      - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
    - ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
  - 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
  - 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
  - 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
  - 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
  - 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
  - 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
- 3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府

県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（国民の理解の増進等）

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

（社会環境の整備）

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（意見の反映）

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（子ども・若者総合相談センター）

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
  - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
  - 三 生活環境を改善すること。
  - 四 修学又は就業を助けること。
  - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつ

つ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二條 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四條 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五條 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六條 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本

部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(平二七法六六・一部改正)

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、  
内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二一年政令第二八〇号で平成二二年四月一日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。



目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 青少年を取り巻く社会環境の整備の促進等（第9条～第23条）
- 第3章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の制限等（第24条～第34条）
- 第4章 青少年の健全な育成のためのインターネット利用環境の整備の促進等（第35条～第41条）
- 第5章 関係者等の協力等（第42条～第49条）
- 第6章 神奈川県児童福祉審議会への諮問等（第50条）
- 第7章 雑則（第51条・第52条）
- 第8章 罰則（第53条～第55条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成について、基本理念を定め、並びに県、保護者、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 すべての県民は、次に掲げる事項を基本理念とし、青少年の健全な育成に取り組むものとする。

- (1) 青少年は、健全に成長し、自立した社会の一員となる存在であること。
- (2) 県民は、青少年への影響を意識して行動すること。
- (3) 社会全体の協力により、青少年を守り、支え及び育てる必要があること。

(県の責務)

第3条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策について、国、市町村その他関係機関及び関係団体と連携し、及び協力して実

施するよう努めなければならない。

3 県は、広報活動の充実その他の必要な施策を通じて、青少年の健全な育成に関し、保護者等が相談しやすい環境を醸成し、及び県民の理解を深めるとともに、県民が自主的に行う青少年の健全な育成に関する活動の支援に努めなければならない。

(保護者の責務)

第4条 保護者は、青少年の健全な育成についての第一義的責任を有するという自覚の下に、青少年の規範意識を養うとともに、青少年が基本的な生活習慣を身に付けることができるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、青少年の健全な育成についての理解を深めるとともに、相互に協力して地域の青少年の健全な育成に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、青少年の健全な育成についての理解を深め、事業活動を行うに際しては、青少年を取り巻く社会環境の整備及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止に自主的かつ積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(定義)

第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 満18歳に達するまでの者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設の長その他の者で青少年を現に監督保護する者をいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他これらに類するもので規則で定めるものをいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌、文書、絵画、写真、録音盤及びビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体並びにこれらに類するもので規則で定めるものをいう。
- (5) がん具類 がん具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）その他の物品及び器具類をいう。
- (6) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
- (7) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (8) 利用カード 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品であつて、提供される役務の数量に応ずる対価を得て発行されるものをいう。
- (9) 有害役務提供営業 店舗型有害役務提供営業及び無店舗型有害役務提供営業を

いう。

- (10) 店舗型有害役務提供営業 店舗を設けて役務を提供する営業であつて、青少年が客に接する業務に従事し、又は客となることにより、当該青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして、次に掲げるもの（風営法第2条第1項、第6項及び第11項に規定する営業を除く。）をいう。
- ア 業務に従事する者が水着を着用した姿その他の規則で定める姿により専ら異性の客に接する営業であつて、客の性的感情を刺激するおそれがあるもの
  - イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で規則で定めるもの（アに該当するものを除く。）
  - ウ 個室又はこれに類する設備として規則で定めるもの（以下「個室等」という。）を設け、専ら客に異性の人の姿態を見せる役務を提供する営業（アに該当するものを除く。）
  - エ 客に飲食させる営業で、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するものであつて規則で定めるもの（アに該当するものを除く。）
  - オ 個室等を設け、専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興させる役務を提供する営業で規則で定めるもの（ア及びイに該当するものを除く。）
- (11) 無店舗型有害役務提供営業 人を派遣して役務を提供する営業であつて、青少年が客に接する業務に従事し、又は客となることにより、当該青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして、次に掲げるもの（風営法第2条第7項に規定する営業を除く。）をいう。
- ア 業務に従事する者が水着を着用した姿その他の規則で定める姿により専ら異性の客に接する営業であつて、客の性的感情を刺激するおそれがあるもの
  - イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で規則で定めるもの（アに該当するものを除く。）
  - ウ 個室等において専ら客に異性の人の姿態を見せる役務を提供する営業（アに該当するものを除く。）
  - エ 専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興させる役務を提供する営業（ア及びイに該当するものを除く。）

（条例の解釈適用）

第8条 この条例は、第1条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

2 この条例による規制及び規制のための調査は、第1条に規定する目的を達成するためにのみ行うべきであつて、いやしくも、これを濫用し、日本国憲法の保障する国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

## 第2章 青少年を取り巻く社会環境の整備の促進等

（有害興行の指定及び観覧の禁止）

第9条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を有害興行として指定することができる。

- (1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく誘発し、又は助長し、その健全な育成を

阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの

(3) 青少年の犯罪又は自殺を甚だしく誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの

2 前項の指定は、告示によつて行う。

3 知事は、第1項の指定をしたときは、当該興行を主催する者又は興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第2項に規定する興行場営業を営む者（以下「興行者」という。）にその旨を速やかに通知しなければならない。

4 興行者は、青少年に有害興行を観覧させてはならない。

5 興行者は、有害興行を行う施設の入り口に、青少年の有害興行の観覧を禁止する旨を表示しなければならない。

（有害図書類の指定及び販売等の禁止）

第10条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書類は、有害図書類とする。

(1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの

(2) 電磁的記録に係る記録媒体であつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間の合計が3分を超えるもの又は当該描写が20場面以上であるもの

3 第1項の指定は、告示によつて行う。

4 何人も、青少年に対し、有害図書類を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せてはならない。

（有害図書類の陳列場所の制限）

第11条 図書類の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書類を他の図書類と区分し、屋内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。

2 知事は、有害図書類について前項の規定による陳列がされていないと認めるときは、図書類の販売又は貸付けを営む者に対し、有害図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

4 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該命令を受けた者の氏名、当該命令の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

（有害図書類等の陳列に係る努力義務）

第12条 図書類の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類を陳列するときは、当該図書類の表紙がその者の店舗の外部から見えない場所に置くように努めなければならない。

(団体表示図書類の販売等に係る努力義務等)

第13条 知事は、図書類の制作又は販売を行う者の組織する団体であつて、青少年に読ませ、聴かせ、又は見せることが不適当な図書類の判定のための審査を行い、その結果に基づく表示を定めているもののうち、規則で定める基準に該当するものを指定することができる。

2 前項の指定は、次に掲げる事項を告示することによつて行う。この場合において、知事は、当該指定した団体（以下「指定団体」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

(1) 指定団体の名称及び主たる事務所の所在地

(2) 指定団体が青少年に読ませ、聴かせ、又は見せることが不適当であると認めた図書類（有害図書類を除く。以下「団体表示図書類」という。）であることを示す表示

3 何人も、青少年に対し、団体表示図書類を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せないように努めなければならない。

4 知事は、図書類の販売又は貸付けを営む者が前項に規定する行為を行つておりと認めるときは、当該図書類の販売又は貸付けを営む者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を勧告することができる。

5 知事は、指定団体が第1項に規定する基準に該当しないと認めるときは、同項の規定による指定を解除し、その旨を告示しなければならない。この場合において、知事は、当該指定を解除した団体に対し、その旨を通知するものとする。

(団体表示図書類の陳列場所に係る努力義務等)

第14条 図書類の販売又は貸付けを営む者は、団体表示図書類を陳列するときは、第11条第1項に規定するところにより、又は規則で定めるところにより陳列するよう努めなければならない。

2 知事は、団体表示図書類について前項の規定による陳列がされていないと認めるときは、図書類の販売又は貸付けを営む者に対し、団体表示図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告することができる。

(有害がん具類の指定及び販売等の禁止)

第15条 知事は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類を有害がん具類として指定することができる。

(1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

(2) 人の生命又は身体に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するがん具類は、有害がん具類とする。

(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

(2) 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着

3 第1項の指定は、告示によつて行う。

- 4 何人も、青少年に対し、有害がん具類を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触らせてはならない。

(自動販売機等の設置の届出等)

第16条 自動販売機等により図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者は、販売又は貸付けを開始する日の10日前までに、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (2) 自動販売機等の設置場所
  - (3) 自動販売機等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）の氏名、住所及び電話番号
  - (4) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日
  - (5) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類
  - (6) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
  - (7) その他規則で定める事項
- 2 前項第3号の自動販売機等管理者は、自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が有害図書類又は有害がん具類に該当することとなつたときに、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を除去できる者でなければならない。
  - 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があつたとき又は当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止をした日から20日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
  - 4 知事は、第1項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者に対し、自動販売機等届出済番号票を交付するものとする。
  - 5 前項の自動販売機等届出済番号票の交付を受けた者は、当該自動販売機等届出済番号票を当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所にはり付けるとともに、規則で定めるところにより、自己の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号（次項において「氏名等」という。）を当該自動販売機等の見やすい箇所に表示しなければならない。
  - 6 第3項の規定による変更の届出（氏名等の変更の届出に限る。）をした者は、前項の規定により表示した事項を変更しなければならない。

(有害図書類及び有害がん具類の自動販売機等への収納禁止等)

第17条 自動販売機等により図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者（以下「自動販売業者」という。）は、有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等に収納してはならない。

- 2 自動販売業者又は自動販売機等管理者は、当該自動販売業者の設置する自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が有害図書類又は有害がん具類に該当することとなつたときは、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から除去しなければならない。
- 3 知事は、自動販売業者が第1項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納したと認めるときは、当該自動販売業者に対し、当該有害図書類又は有害がん具類の除去その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができ

る。

- 4 知事は、前項の規定による命令を受けた自動販売業者が当該命令に従わないとき、当該自動販売業者が当該命令を受けた日の翌日から起算して6月以内に再び当該自動販売機等に有害図書類若しくは有害がん具類を収納したと認めるとき、又は第2項の規定に違反して自動販売業者若しくは自動販売機等管理者が有害図書類若しくは有害がん具類に該当することとなつた日の翌日から起算して5日以内に自動販売機等から当該有害図書類若しくは有害がん具類を除去しなかつたときは、当該自動販売業者に対し、当該自動販売機等の撤去その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(自動販売機等の設置場所に係る努力義務)

第18条 自動販売業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、又は青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類又はがん具類を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (3) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館
- (6) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その周辺における青少年の健全な育成を阻害するおそれがある行為を防止する必要があるものとして規則で定める施設

(自動販売機等に関する適用除外)

第19条 前3条の規定は、風営法第2条第1項に規定する風俗営業（同項第5号の営業を除く。）、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所（以下「青少年立入禁止場所」という。）に設置される自動販売機等については、適用しない。

(有害広告物の制限)

第20条 知事は、広告物の内容が第9条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その広告主又は管理者に対して、当該広告物の内容の変更、当該広告物の撤去その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 前項の規定は、青少年立入禁止場所において外部から見えない場所に掲出され、又は表示されている広告物については、適用しない。

(有害広告文書の制限)

第21条 図書類又はがん具類に係る広告で、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載する文書は、青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるものとして、これを有害広告文書とする。

- 2 何人も、有害広告文書を戸別に頒布してはならない。ただし、規則で定める方法による場合又は規則で定める場所については、この限りでない。

3 知事は、戸別に頒布された有害広告文書があると認めるとき（前項ただし書に該当する場合を除く。）は、当該有害広告文書の広告主若しくはその代理人、使用人その他の従業者又はこれらの者からの委託を受けて頒布した者に対し、有害広告文書の戸別の頒布を中止することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（利用カードの販売等の禁止）

第22条 何人も、青少年に対し、利用カードを販売し、頒布し、交換し、贈与し、又は貸し付けてはならない。

2 利用カードの販売を営む者は、青少年立入禁止場所を除き、自動販売機に利用カードを収納してはならない。

（利用カード販売の届出）

第23条 利用カードの販売を営もうとする者は、販売を開始する日の10日前までに、販売をする場所ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 利用カードの販売をする場所の名称、所在地及び電話番号

(3) 販売を開始しようとする年月日

(4) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があつたとき又は当該届出に係る利用カードの販売をする場所を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止をした日から20日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

### 第3章 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の制限等

（深夜外出の制限）

第24条 保護者は、特別の事情がある場合のほかは、深夜（午後11時から午前4時までの間をいう。以下同じ。）に青少年を外出させてはならない。

2 何人も、正当な理由なく保護者の囑託又は承諾を得ないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めなければならない。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。

（保護者同伴による深夜外出の制限）

第25条 保護者は、日常生活上必要である場合、青少年の健全な育成に資すると認められる場合その他の特別の事情がある場合のほかは、深夜に青少年を同伴して外出しないように努めなければならない。

（深夜営業を行う施設への立入りの制限等）

第26条 次に掲げる施設（次条第1項の規定により指定されたものを除く。）を営業者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜においては、当該営業の施設に青少年を立ち入らせてはならない。

(1) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を



行わせる施設

- (2) 設備を設けて客に主に図書類を閲覧させ、若しくは観覧させ、又は客にインターネットの利用により情報を閲覧させる施設（図書館法第2条第1項に規定する図書館を除く。）
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、深夜に営業を行う施設で、その営業の内容が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして規則で定める施設
- 2 前項各号に掲げる施設を経営する者は、深夜に当該施設において営業を営む場合は、当該施設の入り口に、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければならない。
  - 3 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に、当該営業に係る施設（第1項各号に掲げるものを除く。）内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。  
（個室等営業施設に係る制限等）

第27条 知事は、個室等を設けて営む営業の内容が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該営業に係る施設の全部又は一部を青少年に有害な施設として指定することができる。

- (1) 専ら異性を同伴する客に飲食させる営業（風営法第2条第1項第1号から第3号までに規定する営業を除く。）
  - (2) 専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興させる役務を提供する営業（風営法第2条第1項及び第11項に規定する営業並びに店舗型有害役務提供営業に該当するものを除く。）
  - (3) 前条第1項第1号及び第2号に規定する営業（個室等でその内部が当該個室等の外部から容易に見通すことができないものを設けて営むものに限る。）
- 2 前項の指定は、告示によつて行う。
  - 3 知事は、第1項の指定をしたときは、当該施設を経営する者（以下「指定個室営業者」という。）にその旨を速やかに通知しなければならない。
  - 4 指定個室営業者は、第1項の指定を受けた施設に青少年を客として立ち入らせ、又は当該施設において青少年を客に接する業務に従事させてはならない。
  - 5 指定個室営業者は、規則で定めるところにより、第1項の指定を受けた施設に、青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければならない。
  - 6 第1項の規定による指定の理由が消滅したときは、知事は、当該指定個室営業者の申請によつて、指定の全部又は一部を解除し、その旨を告示しなければならない。

（有害役務提供営業を営む者の禁止行為）

第27条の2 店舗型有害役務提供営業を営む者は、その営業に関し、青少年を客に接する業務に従事させ、又は青少年を店舗に客として立ち入らせてはならない。

- 2 無店舗型有害役務提供営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 青少年を客に接する業務に従事させること。
  - (2) 営業所を設けて営む場合にあつては、青少年を営業所に客として立ち入らせること。
  - (3) 青少年を客とすること。

(有害役務提供営業に係る勧誘行為の禁止)

第27条の3 何人も、青少年に対し、有害役務提供営業に関し、客に接する業務に従事するよう、又は客となるよう勧誘してはならない。

2 何人も、有害役務提供営業に関し、客に接する業務に従事するよう、又は客となるよう勧誘する行為を青少年にさせてはならない。

(有害役務提供営業に係る青少年の立入禁止表示等)

第27条の4 有害役務提供営業を営む者（以下「有害役務提供営業者」という。）

は、その営業に係る広告又は宣伝をするときは、青少年が客となつてはならない旨を明らかにしなければならない。

2 有害役務提供営業者（営業所を設けないで無店舗型有害役務提供営業を営む者を除く。）は、規則で定めるところにより、営業所に、青少年が客として立ち入つてはならない旨を表示しなければならない。

(有害役務提供営業に係る従業者名簿)

第27条の5 有害役務提供営業者は、当該営業に従事する者の氏名、生年月日その他規則で定める事項を記載した名簿（以下「従業者名簿」という。）を調製し、当該営業に従事する者の所属する営業所（営業所がない場合にあつては当該営業を営む者の住居）に備え置かなければならない。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第107条に規定する労働者名簿（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第53条第1項第3号に掲げる事項が記載されたものに限る。）を備え置いている場合は、この限りでない。

2 有害役務提供営業者は、従業者名簿の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、従業者名簿に必要な変更を加えなければならない。

3 有害役務提供営業者は、従業者名簿を、当該営業に従事する者が退職した日から3年間保存しなければならない。

(有害役務提供営業者に対する命令)

第27条の6 知事は、有害役務提供営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該営業に関し第27条の2から第27条の5までの規定に違反したときは、当該有害役務提供営業者に対し、当該行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、有害役務提供営業者が前項の命令に違反したときは、当該有害役務提供営業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(質受け、買受け等の禁止)

第28条 何人も、次に掲げる行為を行つてはならない。

(1) 青少年の所持する物品を質に取り、若しくは買い受け、又は当該物品の質入れ若しくは売却の委託を受けること。

(2) 青少年の所持する物品を商品券その他これに類するもので規則で定めるもの（以下この号において「商品券等」という。）と交換し、又は当該物品と商品券等との交換の委託を受けること。

2 前項の規定は、保護者が同行する場合、保護者が同意したと認めるに足りる相当の理由がある場合、青少年がこれらを業とし、又は業とする者に雇用されている場合及びその他真にやむを得ないと認められる場合においては適用しない。

(着用済み下着等の買受け等の禁止)

第29条 何人も、青少年から着用済み下着等（青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称した下着、だ液又はふん尿を含む。以下この条において同じ。）を買い受け、売却の委託を受け、又は着用済み下着等の売却の相手方を青少年に紹介してはならない。

2 何人も、青少年に対し、着用済み下着等を売却するように勧誘してはならない。  
(入れ墨の禁止)

第30条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施してはならない。

2 何人も、青少年に対し、入れ墨をするように勧誘し、又は周旋してはならない。  
(みだらな性行為、わいせつな行為の禁止)

第31条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

3 第1項に規定する「みだらな性行為」とは、健全な常識を有する一般社会人からみて、結婚を前提としない単に欲望を満たすためにのみ行う性交をいい、同項に規定する「わいせつな行為」とは、いたずらに性欲を刺激し、又は興奮させ、かつ、健全な常識を有する一般社会人に対し、性的しゅう恥けん悪の情をおこさせる行為をいう。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第31条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。第53条第4項第13号において同じ。）の提供を求めてはならない。

(場所の提供等の禁止)

第32条 何人も、情を知つて、次に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋してはならない。

(1) 第29条第1項に規定する行為

(2) 第31条第1項に規定する行為

(性風俗関連特殊営業等に係る勧誘行為の禁止)

第33条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

(1) 性風俗関連特殊営業（風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）において客に接する業務に従事するように勧誘すること。

(2) 風営法第2条第1項第1号に規定する営業の客となるように勧誘すること。

(有害薬品類等の販売等の禁止)

第34条 何人も、催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品類等で規則で定めるものを、不健全な目的に使用するおそれがあることを知つて、青少年に販売し、頒布し、又は贈与してはならない。

第4章 青少年の健全な育成のためのインターネット利用環境の整備の促進等  
(青少年のインターネットの利用に係る保護者等の努力義務)

第35条 保護者は、インターネットと接続する機能を有する機器が多様化している状況を認識し、青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)を青少年が閲覧(視聴を含む。以下同じ。)をすることがないように努めるとともに、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末装置(以下この項において「端末装置」という。)を青少年に利用させるために設置する施設として規則で定めるものを経営する者は、端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングサービス(青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)の利用その他の適切な方法により、青少年有害情報の閲覧を防止するよう努めなければならない。

3 県は、前2項の規定に係る取組に資するため、保護者又は前項に規定する者に対して、必要な情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(役務提供契約の締結等)

第36条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書に

規定する申出を受けて役務提供契約(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。以下同じ。)を締結する場合には、次条第1項の書面(電磁的記録を含む。第39条及び第40条第1項第3号を除き、以下同じ。)の提出を受け、当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書に規定する申出を受けて特定携帯電話端末等(同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。)を販売する場合には、次条第2項の書面の提出を受け、当該特定携帯電話端末等を販売した日から起算して1年が経過する日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。

(役務提供契約締結時等の申出に関する書面の提出)

第37条 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年が業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ない理由として規則で定めるもの、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供者に提出しなければならない。

2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)を講ずることを希望しない旨の申出をするとき

は、保護者の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を行う旨、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

(青少年の発達段階に応じた機能の活用)

第38条 保護者は、青少年が携帯電話端末等を利用するに当たっては、青少年の発達段階に応じ、インターネットによる情報の閲覧をすることができる時間を制限する機能その他のインターネットの利用を制限し、又は監督する機能を活用するよう努めなければならない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務)

第39条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年を相手方とし、又は青少年を携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の使用者とする役務提供契約（当該契約の内容を変更する契約にあつては、青少年有害情報フィルタリングサービスを新たに利用し、若しくは青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことを内容とするもの又は当該契約の相手方若しくは当該契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。次条第1項第3号において同じ。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、保護者又は青少年に対し、書面により、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- (1) 青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項
- (2) 前条に規定するインターネットの利用を制限し、又は監督する機能のうち、青少年の発達段階に応じて保護者又は青少年が活用することができる機能の内容
- (3) その他規則で定める事項

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等への勧告等)

第40条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を勧告することができる。

- (1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、第36条第1項の規定に違反して、第37条第1項の書面の提出を受けずに青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない役務提供契約を締結したとき、又は同項の書面若しくはその写しを保存していないとき。
  - (2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第36条第2項の規定に違反して、第37条第2項の書面の提出を受けずに青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない特定携帯電話端末等を販売したとき、又は同項の書面若しくはその写しを保存していないとき。
  - (3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、前条の規定に違反して、同条の規定による書面による説明を行わないで青少年を相手方とし、又は携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結し、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしたとき
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。
  - 3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係事業者への協力依頼)

第41条 県は、青少年が携帯電話端末等からインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をすることを防止し、又は青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するため、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等その他の関係事業者に対し、携帯電話端末等からのインターネットの利用に関する情報の提供、保護者又は青少年に対する啓発その他必要な協力を求めることができる。

## 第5章 関係者等の協力等

(関係者等との協力体制の整備)

第42条 県は、保護者、事業者、青少年指導員若しくはこれらの者の組織する民間の団体その他の関係団体又は市町村、学校その他の関係機関（以下「関係者等」という。）と連携し、及び協力して、青少年を取り巻く社会環境の整備の促進その他青少年の健全な育成に関する取組を行うために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(青少年指導員等)

第43条 知事は、市町村長又は市町村の教育委員会が推薦する者を、青少年指導員として委嘱することができる。

2 青少年指導員及び青少年関係団体の構成員であつて規則で定める者（以下「青少年指導員等」という。）は、他の関係者等と連携し、及び協力して、地域における活動への青少年の参加の促進その他の青少年の健全な育成に資する取組を行うものとする。

(青少年関係団体等への協力依頼)

第44条 知事は、この条例の規定に係る調査等を実施するため必要があると認めるときは、県民、青少年関係団体及び市町村に協力を求めることができる。

(調査等の要請)

第45条 青少年指導員等又は前条の規定により協力を求められた青少年関係団体の構成員は、この条例に違反しているおそれがある営業が行われている営業所又は青少年の健全な育成を著しく阻害するものと認められる営業が行われている営業所を発見したときは、知事又は警察署長に対し、当該営業所に対する調査、指導その他の適切な措置を講ずるよう要請することができる。

(青少年の非行等の未然防止等に係る保護者の努力義務)

第46条 保護者は、青少年の非行及び不良行為（以下「非行等」という。）を未然に防止するよう努めるとともに、その健全な育成に困難な事情が生じたときは、学校、警察署その他青少年の健全な育成に関係する機関又は青少年指導員等に相談し、その助言を受けるよう努めなければならない。

(保護者等の通知義務)

第47条 青少年が覚せい剤、麻薬、大麻及び凶器を所持し、若しくはこれを使用していると認められるとき、又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定する物をみだりに摂取し、若しくは吸入し、若しくはこれらの目的で所持したと認められるときは、保護者及び教育担当者は、速やかに児童委員、警察官その他の職員に通知し、その指示を受けなければならない。

(青少年の保護)

第48条 児童委員、警察官その他の職員は、この条例の規定に抵触する青少年を発見した場合及び前条により通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該青少年を保護することができる。

2 前項の場合において、児童委員、警察官その他の職員は、前条により通知を受けた場合のほかは、速やかに当該青少年の保護者に対してこれを通知し、又は当該青少年の引取りを求めなければならない。

(青少年の立ち直り支援の促進)

第49条 県は、非行等のある青少年が立ち直り、健全な生活を営むことができるようにするための取組を促進するため、当該取組を行う関係者等に対し、必要な情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

## 第6章 神奈川県児童福祉審議会への諮問等

第50条 知事は、次に掲げる場合には、神奈川県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。ただし、第1号又は第5号（有害役務提供業者が第27条の2第1項又は第2項の規定に違反した場合に限る。）に掲げる場合で緊急を要すると認められるときは、この限りでない。

(1) 第9条第1項、第10条第1項及び第15条第1項の規定により指定しようとするとき、第17条第3項の規定により有害図書類若しくは有害がん具類の除去その他の必要な措置を命じようとするとき又は第20条第1項の規定により広告物の内容の変更、撤去その他の必要な措置を命じようとするとき。

(2) 第13条第1項の規定により指定し、又は同条第5項の規定により指定を解除しようとするとき。

(3) 第17条第4項の規定により自動販売機等の撤去その他の必要な措置を命じようとするとき。

(4) 第27条第1項の規定により指定し、又は同条第6項の規定により指定を解除しようとするとき。

(5) 第27条の6第1項の規定により第27条の2から第27条の5までの規定に違反する行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を命じようとするとき。

(6) 第27条の6第2項の規定により営業の全部又は一部の停止を命じようとするとき。

2 知事は、この条例の規定により規則を定めようとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

3 知事は、第1項ただし書の規定により指定したとき、有害図書類若しくは有害がん具類の除去その他の必要な措置を命じたとき、広告物の内容の変更、撤去その他の必要な措置を命じたとき又は第27条の2第1項若しくは第2項の規定に違反する行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を命じたときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

## 第7章 雑則

(立入調査)

第51条 知事の指定した者及び警察官は、この条例実施のため必要があると認めるときは、興行場その他の営業所内に立ち入り、調査を行い、関係人から資料の提供を

求め、又は関係人に対して質問することができる。

- 2 前項の手続は、必要の最少限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
- 3 知事の指定した者及び警察官が第1項の調査を行う場合は、その身分を示す証票を関係人に呈示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 罰則

(罰則)

第53条 第31条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条の6第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第30条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (3) 第31条第2項の規定に違反した者
- (4) 第32条第2号の規定に違反した者

- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条第4項の規定に違反した者
- (2) 第27条の2第1項又は第2項第1号若しくは第2号の規定に違反した者

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第4項の規定に違反した者
- (2) 第10条第4項の規定に違反した者
- (3) 第11条第3項の規定による命令に違反した者
- (4) 第15条第4項の規定に違反した者
- (5) 第17条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (6) 第20条第1項の規定による命令に違反した者
- (7) 第21条第3項の規定による命令に違反した者
- (8) 第22条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (9) 第24条第2項の規定に違反した者
- (10) 第26条第1項の規定に違反した者
- (11) 第27条の3第1項又は第2項の規定に違反した者
- (12) 第29条第1項又は第2項の規定に違反した者

- (13) 第31条の2の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者

イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ



等の提供を求めた者

(14) 第32条第1号の規定に違反した者

(15) 第33条の規定に違反した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等により図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営んだ者

(2) 第16条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第23条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして利用カードの販売を営んだ者

(4) 第23条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(5) 第28条第1項の規定に違反した者

(6) 第34条の規定に違反した者

6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第5項の規定に違反した者

(2) 第16条第5項又は第6項の規定に違反した者

(3) 第26条第2項の規定に違反した者

(4) 第27条第5項の規定に違反した者

(5) 第27条の5第1項に規定する従業者名簿を調製せず、備え置かず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

(6) 第27条の5第2項又は第3項の規定に違反した者

(7) 第51条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による資料の提供をせず、若しくは虚偽の資料の提供をし、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

7 第9条第4項、第10条第4項、第15条第4項、第22条第1項、第26条第1項、第27条第4項、第27条の2第1項若しくは第2項第1号若しくは第2号、第27条の3第1項若しくは第2項、第28条第1項、第29条、第30条、第31条第1項若しくは第2項、第33条又は第34条に規定する行為をした者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(適用除外)

第55条 この条例に違反した者が、青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条から第18条までの規定は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前の風営法第2条第1項第3号に該当する営業（改正法による改正後の風営法第2条第

1 項第 2 号の営業に該当することとなるものを除く。)に係る営業所に設置される自動販売機等により図書類又は玩具類の販売又は貸付けを営んでいる者は、第16条第 1 項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の10日前までに」とあるのは「平成28年 7 月22日までに」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第 4 号を除く。））」とする。

3 知事は、平成23年 4 月 1 日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（昭和31年 3 月31日条例第 6 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 昭和30年 7 月20日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前のとおりとする。

附 則（昭和31年10月 1 日条例第54号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和33年10月 6 日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和34年 4 月 1 日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年10月 5 日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和37年12月25日条例第61号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年 3 月30日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条及び第16条の改正規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和44年12月23日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（昭和48年 3 月31日条例第 9 号）

この条例は、昭和48年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和53年10月14日条例第38号）

この条例は、昭和54年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の次に 1 条を加える改正規定、第 9 条の改正規定及び同条の次に 1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年 3 月31日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月27日条例第47号）

この条例は、昭和60年 2 月13日から施行する。

附 則（平成元年12月21日条例第48号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第15号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則（平成7年10月17日条例第54号）

この条例は、平成7年10月18日から施行する。

附 則（平成8年7月12日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成8年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に自動販売機等により図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営んでいる者は、改正後の神奈川県青少年保護育成条例（以下「改正後の条例」という。）第10条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の10日前までに」とあるのは、「平成8年11月29日までに」とする。

3 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、改正後の条例第22条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の10日前までに」とあるのは、「平成8年11月29日までに」とする。

4 この条例の施行の際現に設けられているテレホンクラブ等営業所については、平成8年11月29日（その日以前に前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第22条第1項の規定による届出をした者に係るテレホンクラブ等営業所については、平成10年10月31日）までは、改正後の条例第23条第1項又は第2項の規定は、適用しない。

5 この条例の施行の際現に利用カードの販売を営んでいる者は、改正後の条例第25条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の10日前までに」とあるのは、「平成8年11月29日までに」とする。

6 この条例の施行の際現に利用カードの販売を営んでいる者については、平成8年11月29日（その日以前に前項の規定により読み替えて適用される改正後の条例第25条第1項の規定による届出をした者については、平成9年1月31日）までは、改正後の条例第24条第2項の規定は、適用しない。

7 この条例の施行の際現に掲出され、又は表示されているテレホンクラブ名等を記載した広告物については、改正後の条例第26条第1項の規定は、平成9年1月31日までは、適用しない。

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成10年10月20日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第1号の改正規定中「同法第18条に規定するダンス教授所等に係るもの」を「同条第1項第8号の営業に係る営業所」に改める部分は平成10年11月1日から、「同条第4項」を「同条第6項」に改める部分及び「風俗関連営業」を「店舗型性風俗特殊営業」に改める部分は平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年10月19日条例第33号）

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

(平成11年10月規則第84号で、同11年11月1日から施行)

附 則 (平成12年3月28日条例第37号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月6日条例第5号)

この条例は、平成13年3月1日から施行する。

附 則 (平成13年12月28日条例第72号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、平成14年7月1日から施行する。

(平成14年2月規則第7号で、同14年4月1日から施行)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第25条第1項の規定による届出をしている者は、改正後の第23条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

附 則 (平成17年3月29日条例第36号)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定、第5条の改正規定、第5条の次に1条を加える改正規定、第10条の改正規定、第17条の次に1条を加える改正規定、第20条の改正規定、第20条の次に1条を加える改正規定、第30条第2項の改正規定、第30条第3項中第7号を第13号とし、第6号を第8号とし、同号の次に4号を加える改正規定(第10号を加える部分を除く。)、第30条第3項中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号を第3号とし、同号の前に2号を加える改正規定、第30条第4項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる改正規定(第1号を削る部分に限る。)、第30条第5項中第1号を第2号とし、同号の前に1号を加える改正規定(第1号を加える部分に限る。)及び第30条第6項の改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年2月7日条例第2号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年11月21日条例第62号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日条例第17号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年7月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年10月17日条例第48号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成20年11月規則第109号で、同20年12月1日から施行)

- 2 この条例の施行の際現に店舗型異性紹介営業を営んでいる者は、改正後の第20条

の3第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該営業を開始する日の10日前までに」とあるのは「神奈川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（平成20年神奈川県条例第48号）の施行の日から起算して1月を経過する日までに」とする。

附 則（平成22年10月22日条例第66号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、同年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の神奈川県青少年保護育成条例第10条第1項の規定による届出をしている者は、第2条の規定による改正後の神奈川県青少年保護育成条例第16条第1項の規定による届出をしたものとみなす。
- 3 第2条の規定の施行前に同条の規定による改正前の神奈川県青少年保護育成条例第10条第1項の規定による届出をした者に対して交付された自動販売機等届出済番号票は、第2条の規定による改正後の神奈川県青少年保護育成条例第16条第4項の規定により交付された自動販売機等届出済番号票とみなす。
- 4 第1条の規定の施行前にした同条の規定による改正前の神奈川県青少年保護育成条例第20条の7の規定による命令については、なお従前の例による。
- 5 第1条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる命令に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 第2条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 7 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成27年12月28日条例第98号）

この条例は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（神奈川県青少年保護育成条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 この条例の施行前にされた神奈川県青少年保護育成条例第9条第1項、第10条第1項、第15条第1項又は第27条第1項の指定についての異議申立てに係る決定による当該指定の取消し又は変更の告示については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月28日条例第79号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。

（平成30年1月規則第1号で、同30年2月1日から施行）

附 則（平成30年3月30日条例第47号）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年10月21日条例第35号）

この条例は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第53条第4項の改正規定は、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和2年2月26日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

# 綾瀬市青少年問題協議会委員名簿

基本任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

役職等	選出団体	氏名	所属職名等	備考
会長	市	古塩 政由	市長	
副会長	綾瀬市青少年育成員協議会	榎本 源吉	綾瀬市青少年育成員協議会会長	
委員	綾瀬市議会	井上 賢二	市議会議員	令和3年5月12日付委嘱 任期R3. 5. 12～R4. 3. 31
〃	大和警察署	鶴田 直樹	大和警察署 生活安全担当次長	令和3年3月8日付委嘱 任期R3. 3. 8～R4. 3. 31
〃	綾瀬市立小中学校 校長会・教頭会連合会	熊本 丈力	綾北中学校校長	令和3年4月1日付委嘱 任期R3. 4. 1～R4. 3. 31
〃	大和・綾瀬保護司会 綾瀬地区会	小川 富久子	大和・綾瀬保護司会綾瀬地区会 副会長	
〃	綾瀬市子ども会 育成連絡協議会	星野 敏雄	綾瀬市子ども会育成連絡協議会 会長	
〃	大和綾瀬地域児童相談所	佐志 佳代子	大和綾瀬地域児童相談所 子ども支援課長	令和3年4月1日付委嘱 任期R3. 4. 1～R4. 3. 31
〃	綾瀬市民生委員 児童委員協議会	栗原 芳子	主任児童委員	
〃	綾瀬市社会教育委員 会議	澁谷 敏夫	綾瀬市社会教育委員会議 議長	
〃	大学・研究機関等	富田 充保	相模女子大学教授	
〃	綾瀬市人権擁護委員 協議会	小川 早苗	綾瀬市人権擁護委員協議会 会長	
〃	綾瀬市PTA連絡協議会	手取屋 光男	PTA連絡協議会	令和3年5月26日付委嘱 任期R3. 5. 26～R4. 3. 31

(敬称略)

## 綾瀬市青少年育成・支援指針

策定年月：平成23年7月

改定年月：令和4年3月

策 定：綾瀬市青少年問題協議会

事 務 局：綾瀬市健康こども部こども未来課

電話 0467-77-1111（代表）

0467-70-5655（直通）